

○標準自転車駐車場附置義務条例について

〔昭和56年11月28日建設省都再発第101号建設省都市局〕
〔長から各都道府県知事・各政令指定市市長あて通達〕

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律(昭和55年法律第87号)に基づき、地方公共団体が制定する自転車駐車場附置義務条例のひな型を、別添のとおり作成したので、参考に資するため送付する。

なお、本件については、関係機関と協議済であるので、念のため申し添える。

おって、貴管下関係市町村に対しても、この旨周知徹底方取り計らわれない。

(別添) 標準自転車駐車場附置義務条例

(目的) ○○市自転車駐車場附置義務条例

第1条 この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律(昭和55年法律第87号。以下「法」という。)に基づき、自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設における自転車駐車場の設置及び管理について定めることを目的とする。

(指定区域)

第2条 法第5条第3項の規定に基づき商業地域及び近隣商業地域内で条例で定める区域(以下「指定区域」という。)は、次のとおりとする。

○○市○○町及び○○町の全部

○○市○○町○○番地から○○番地まで

(施設の新築の場合の自転車駐車場の設置)

第3条 指定区域内において、次の表中(ア)欄の用途に供する施設で(イ)欄の規模のものを新築しようとする者は、(ウ)欄により算定した規模の自転車駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に設置しなければならない。

(ア)	施設の用途	百貨店、スーパーマーケット	銀行	遊技場	○○○
(イ)	施設の規模	店舗面積が400平方メートルを超えるもの	店舗面積が500平方メートルを超えるもの	店舗面積が300平方メートルを超えるもの	○○面積が○○平方メートルを超えるもの
(ウ)	自転車駐車場の規模	新築に係る店舗面積20平方メートルごとに1台(1台に満たない端数は切り捨てる。)	新築に係る店舗面積25平方メートルごとに1台(1台に満たない端数は切り捨てる。)	新築に係る店舗面積15平方メートルごとに1台(1台に満たない端数は切り捨てる。)	新築に係る○○面積○○平方メートルごとに1台(1台に満たない端数は切り捨てる。)

2 前項の表中店舗面積の算定方法は、規則で定める。

(注) 右表中(イ)欄及び(ウ)欄の数値は、建設省で行った全国調査の結果による全国の平均的な駐車需要特性から設定したものであり、条例制定に当たっては、当該地域の特性を併せ勘案して決定するのが適当である。

(混合用途施設に係る自転車駐車場の規模)

第4条 第3条第1項の表中(ア)欄の2以上の用途に供する施設(以下「混合用途施設」という。)の新築については、当該用途ごとに同表中(ウ)欄により算定した自転車駐車場の規模の合計が20台以上である場合に、その合計した自転車駐車場の規模を同表中(ウ)欄により算定した自転車駐車場の規模とみなして、同条の規定を適用する。

(大規模施設に係る自転車駐車場の規模)

第5条 店舗面積又は○○面積が5,000平方メートルを超える施設(混合用途施設を除く。)を新築する場合には、第3条の規定にかかわらず、店舗面積又は○○面積が5,000平方メートルまでの部分について第3条第1項の表中(ウ)欄により算

定した自転車駐車場の規模に、店舗面積又は〇〇面積が5,000平方メートルを超える部分について同表中(ウ)欄により算定した自転車駐車場の規模に2分の1を乗じて得た規模を加えた規模をもって、同表中(ウ)欄により算定した自転車駐車場の規模とする。

- 2 混合用途施設で各用途の店舗面積又は〇〇面積の合計（以下本項において「合計面積」という。）が5,000平方メートルを超えるものの新築をする場合には、前条の規定にかかわらず、合計面積が5,000平方メートルまでの部分における各用途の店舗面積又は〇〇面積が5,000平方メートルに占める割合と、合計面積が5,000平方メートルを超える部分における当該割合とを等しくし、合計面積を前項の店舗面積又は〇〇面積とみなして同項の算定方法を用いて算定した規模をもって、前条の自転車駐車場の規模とする。

（施設を増築する場合の自転車駐車場の規模）

第6条 次の各号に掲げる増築をしようとする者は、当該増築後の施設（当該施設のうち当該施設の敷地について指定区域が定められる前に建築された部分（第10条の規定に該当するものを含む。）を除く。）をすべて新築したとみなして第3条から前条までの規定により算定した自転車駐車場の規模から、現にこの条例により設置されている自転車駐車場の規模を控除した規模の自転車駐車場を設置しなければならない。

- 一 第3条第1項の表中(ア)欄の用途に供する施設についての同表中(イ)欄の規模となる増築又は当該施設で当該規模のものについての増築
- 二 混合用途施設となる増築又は混合用途施設についての増築で、当該増築後の施設をすべて新築したとみなして用途ごとに第3条第1項の表中(ウ)欄により算定した自転車駐車場の規模の合計が20台以上である場合に係るもの

（その敷地が指定区域の内外にわたる施設等に係る自転車駐車場の設置）

第7条 施設の敷地が指定区域の内外にわたるときは、当該施設の全部について第3条から前条までの規定を適用する。ただし、施設が商業地域又は近隣商業地域とこれらの地域として指定されていない区域にわたる場合においては、当該施設のうち当該これらの地域として指定されていない区域に存する部分を存しないものとみなす。

（自転車駐車場の構造及び設備）

第8条 第3条から第6条までの規定により設置される自転車駐車場の構造及び設置は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車が有効に駐車できるものでなければならない。

（自転車駐車場の設置の届出）

第9条 第3条から第6条までの規定により自転車駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も同様とする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 施設の用途及び店舗面積又は〇〇面積
- 三 自転車駐車場の位置及び規模
- 四 自転車駐車場の構造及び設備
- 五 その他規則で定める事項

- 2 前項の届出に際しては、自転車駐車場の位置図その他規則で定める図書を提出しなければならない。

（適用の除外）

第10条 この条例の施行後新たに指定区域となった区域内において、指定区域となった日から起算して6月以内に施設の新築又は増築の工事に着手した者については、第3条から第6条までの規定は適用しない。

（自転車駐車場の管理）

第11条 第3条から第6条までの規定により設置された自転車駐車場の所有者又は

管理者は、当該自転車駐車場をその目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査)

第12条 市長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、施設若しくは自転車駐車場の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は部下の職員をして施設若しくは自転車駐車場に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、提示しなければならない。

3 第1項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置命令)

第13条 市長は、第3条から第6条、第8条又は第11条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、自転車駐車場の設置、原状回復、その他当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により行うものとする。

3 前項の規定による措置命令書の様式は、規則で定める。

(罰則)

第14条 第13条第1項の規定による市長の命令に従わなかった者は、10万円以下の罰金に処する。

2 第9条第1項の規定に違反した者及び第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。